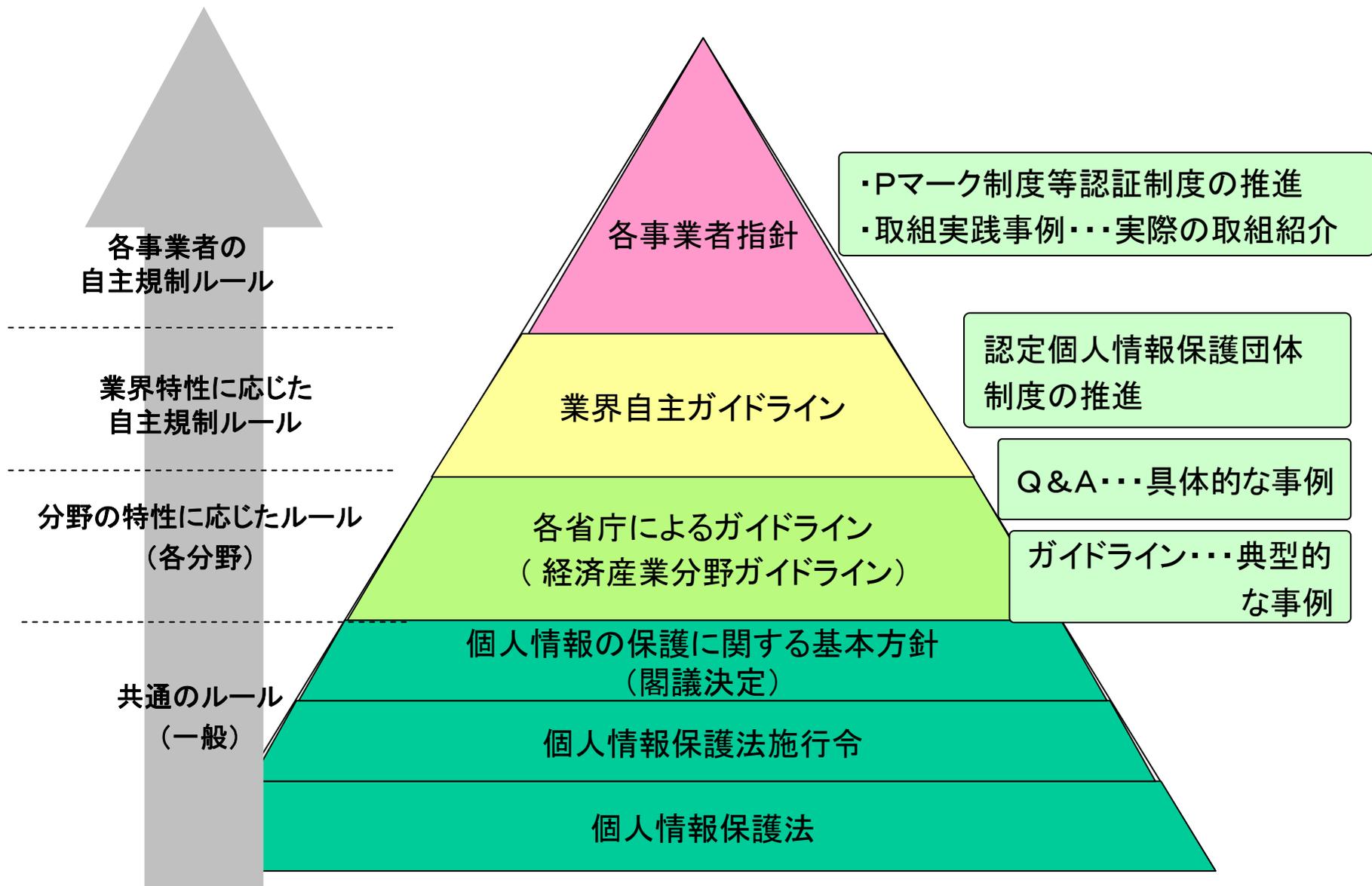


個人情報保護を取り巻く状況について

平成22年1月
経済産業省
商務情報政策局
情報経済課

個人情報保護に関する各種ルール の位置づけ



個人情報保護法制定の経緯

(1) 行政機関個人情報保護法制定【1988年(昭和63年)】

→ 公的分野の規律を先行。民間分野を対象とする法制化は将来的検討課題となる。

(2) 民間部門の自主的取り組み

→ 通産省ガイドラインの策定(1989年(平成元年)告示、1997年(平成9年)改訂)

→ プライバシーマーク制度の導入(1998年(平成10年))——(財)日本情報処理開発協会

→ 日本工業規格(JISQ15001)の制定(1999年(平成11年))

(3) 住民基本台帳法の一部改正【1999年(平成11年)】

→ 住民基本台帳ネットワークシステム導入。

改正時に与党3党合意。小淵元首相国会答弁(「民間部門も含めて個人情報の保護を図る」)

(4) 高度情報通信社会推進本部(後のIT戦略本部)における検討、法案化

→ 個人情報保護検討部会「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」を公表(1999年(平成11年11月))

→ 個人情報保護法制化専門委員会「個人情報保護基本法制に関する大綱」を取りまとめ(2000年(平成12年10月))。内閣官房個人情報保護担当室を中心として法案化。

(5) 個人情報保護法案の提出【2001年(平成13年)3月】

→ 第151常会に提出されるが、継続審査扱いとなる。

→ 第155臨時会において廃案(2002年(平成14年)12月)。

(6) 個人情報保護法の成立【2003年(平成15年)5月】

→ 上記法案を修正し、第156常会に再提出(2003年(平成15年3月))、成立(公布、一部施行)

(7) 個人情報保護法の全面施行【2005年(平成17年)4月】

→ 事業者の義務規定を含め、全面施行。

1980年(昭和55年)

OECD8原則

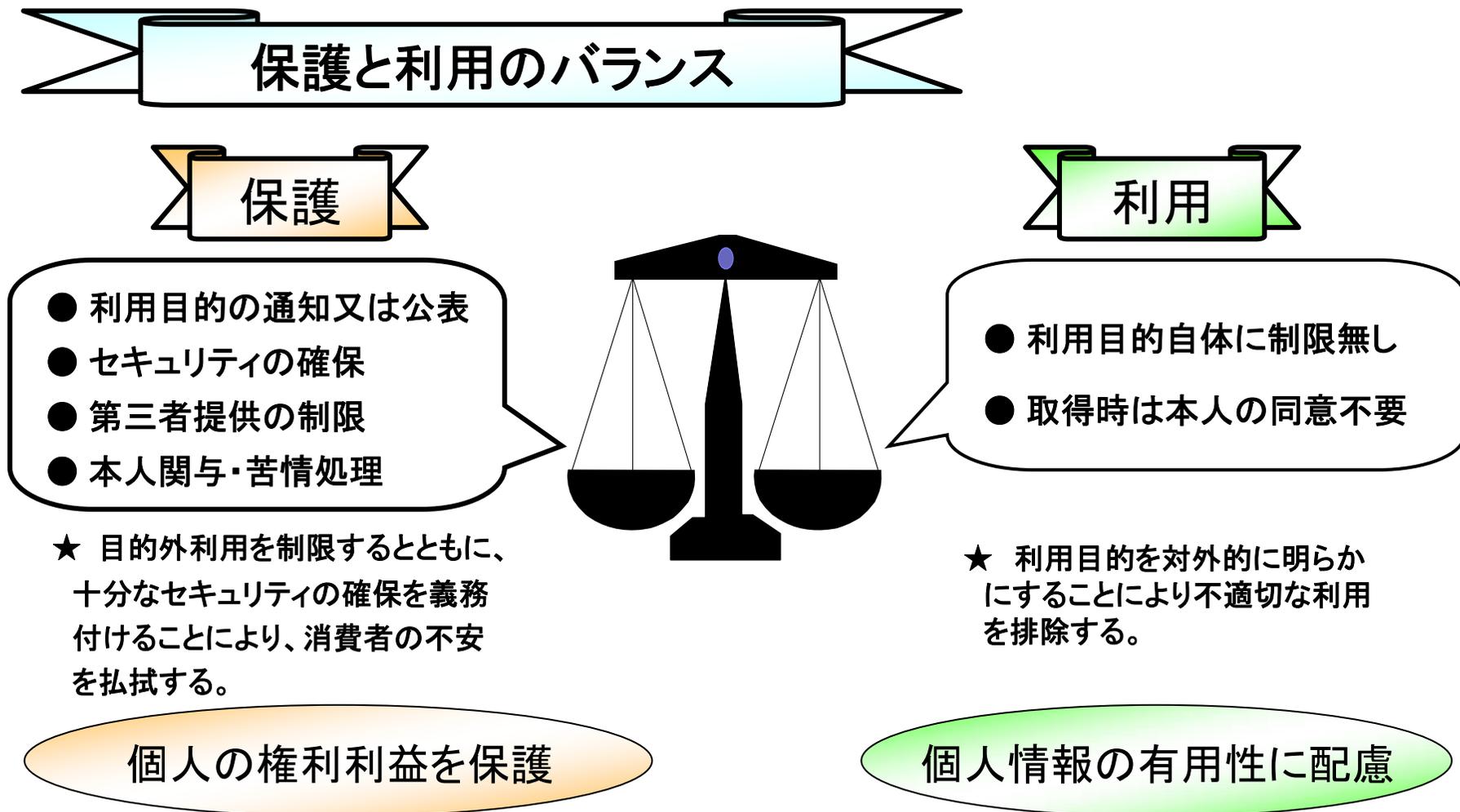
- 目的明確化の原則
- 利用制限の原則
- 収集制限の原則
- データ内容の原則
- 安全保護の原則
- 公開の原則
- 個人参加の原則
- 責任の原則

1995年(平成7年)

EU個人情報保護指令

※ 第三国移転制限条項あり

個人情報保護法の考え方



個人情報保護法施行後の状況

事業者

個人情報保護に真摯に取り組むことにより、負担を感じている事業者が存在する一方、法律への対応が不十分な事業者も存在（「個人情報保護に関する主な検討課題」（国民生活審議会））

真摯に取り組む事業者

- ・あらゆる“個人情報” “個人データ”を管理する負担の増大

適正な負担？

対応が不十分な事業者

- ・中小企業等の取組の遅れ

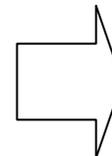
個人情報取扱事業者以外の取組は？

国民

国民の個人情報の取扱いに対する不安は、法施行後、むしろ増大する傾向

個人情報の取扱いに対する不安

- ・個人情報保護に対する意識の高まり
- ・漏えい“公表”事案の増加
- ・身に覚えのないところからの連絡

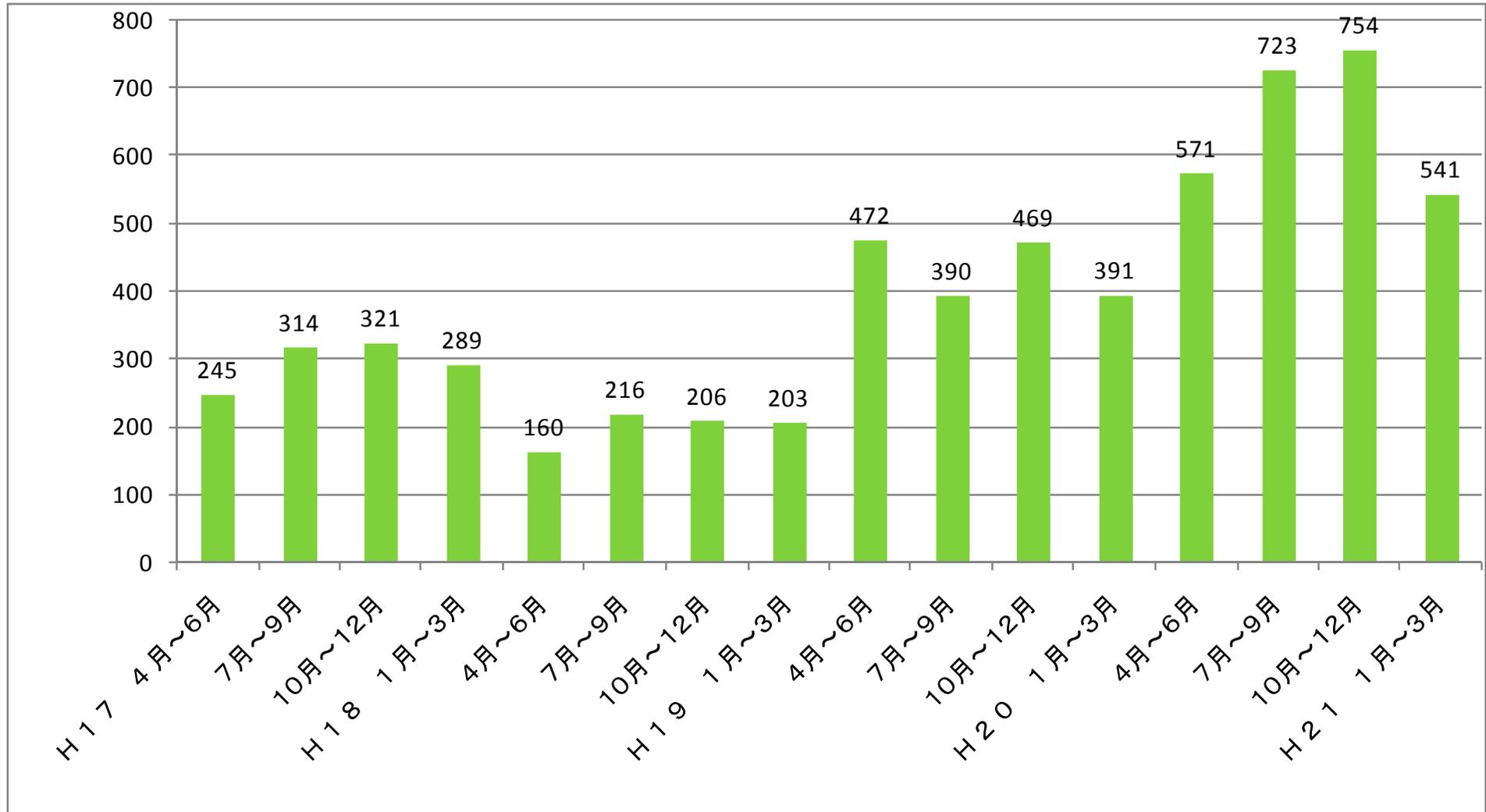


過剰反応
(利用控え)

事業者からの個人情報漏えい事案の報告状況①

ー経済産業省への個人情報漏えい等事案の報告件数の推移(H17.4~H21.3)ー

(単位:件)



◆ 経済産業省への報告件数:H17FY:1169件、H18FY:785件、H19FY:1722件、H20FY:2589件

◆ 詳細な内訳は、次のページ以降。

事業者からの個人情報漏えい事案の報告状況②

－漏えい事案の原因別一覧－

- ・ 郵送ミスなど、漏えい人数が少ない事案の漏えい報告が大幅に増加し、全体的にも増加傾向。
- ・ 大規模な漏えいにおいては、①中国からの不正アクセス攻撃による情報の盗用、②ファイル共有ソフト・ウイルスによる情報の暴露が深刻な影響。

漏えい事案の原因別一覧

原因	件数		計		漏えいした人数					
	18年度	19年度	20年度	割合	500人以下	割合	～50000人	割合	50001人～	割合
送付ミス・郵送等	121	428	1427	55.1%	1421	57.1%	6	6.3%		0.0%
紛失・書類	282	568	553	21.4%	544	21.9%	9	9.4%		0.0%
送付ミス・FAX	48	135	137	5.3%	135	5.4%	2	2.1%		0.0%
送付ミス・メール	56	110	122	4.7%	109	4.4%	13	13.5%		0.0%
盗難・書類	63	103	55	2.1%	55	2.2%	0	0.0%		0.0%
紛失・携帯	29	71	55	2.1%	55	2.2%	0	0.0%		0.0%
盗難・PC	28	55	39	1.5%	23	0.9%	16	16.7%		0.0%
不正アクセス・ウイルス感染	43	60	29	1.1%	10	0.4%	16	16.7%	3	50.0%
紛失・PC	12	32	27	1.0%	20	0.8%	7	7.3%		0.0%
紛失・メモリー	12	22	18	0.7%	8	0.3%	8	8.3%	2	33.3%
故意(従業者)	26	14	17	0.7%	12	0.5%	4	4.2%	1	16.7%
盗難・携帯	9	16	13	0.5%	13	0.5%	0	0.0%		0.0%
盗難・その他電子機器	4	5	10	0.4%	10	0.4%	0	0.0%		0.0%
紛失・その他電子機器	3	6	9	0.3%	6	0.2%	2	2.1%		0.0%
盗難・メモリー	4	4	4	0.2%	1	0.0%	4	4.2%		0.0%
不正廃棄	0	1	2	0.1%	2	0.1%	0	0.0%		0.0%
紛失・その他	1	2	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%		0.0%
盗難・その他	0	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		0.0%
その他	44	89	71	2.7%	62	2.5%	9	9.4%		0.0%
合計	785	1722	2589	100.0%	2487	100.0%	96	100.0%	6	100.0%

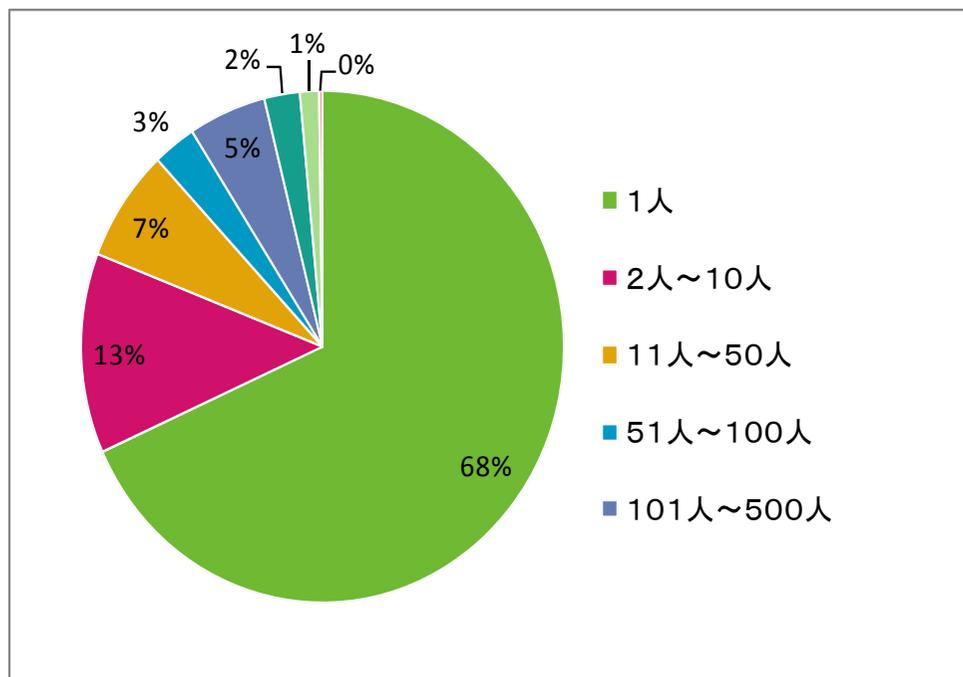
※1 漏えい原因の件数が多い順に並べたもの。

事業者からの個人情報漏えい事案の報告状況③

—漏えい人数別—

- ・19年度と20年度を比較すると、漏えいした人数が1人の件数・割合とも大幅に増加。
- ・主たる理由としては、金融庁の漏えい報告基準の明確化により、クレジット会社による報告が増加したことが考えられる。

個人情報漏えい事案の報告状況（漏えいした人数別）



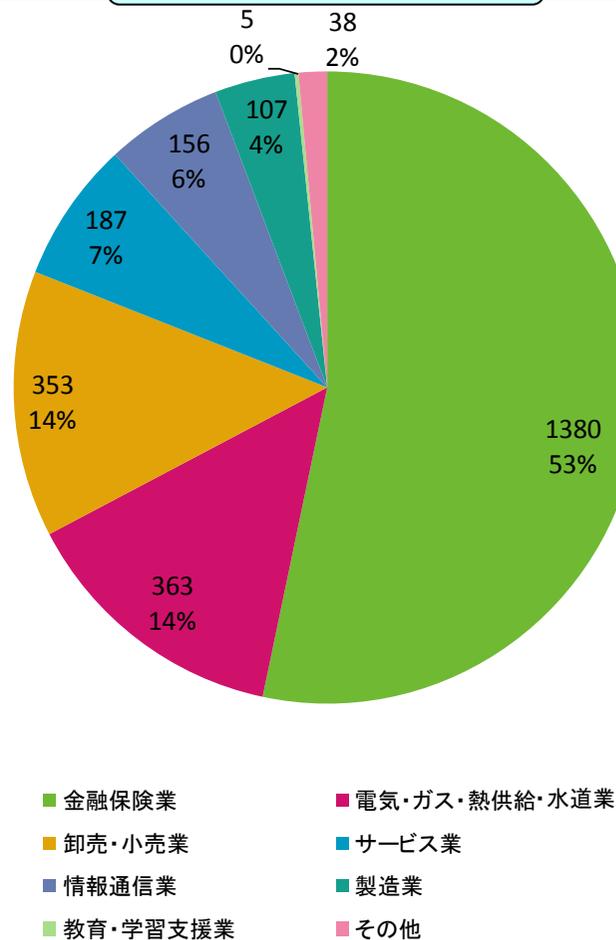
漏えいした人数	19年度		20年度	
	件数	割合	件数	割合
1人	786	45.6%	1768	68%
2人～10人	328	19.0%	326	13%
11人～50人	212	12.3%	184	7%
51人～100人	95	5.5%	75	3%
101人～500人	173	10.0%	135	5%
501人～5000人	84	4.9%	62	2%
5001人～50000人	38	2.2%	33	1%
50001人～	6	0.3%	6	0%
計	1722	100.0%	2589	100%

事業者からの個人情報漏えい事案の報告状況④

－「日本標準産業分類」上の業種別一覧－

・金融庁の漏えい報告基準の明確化により、クレジット会社による報告が大幅に増加。

大分類別の報告件数



中分類別の報告件数

中分類	19年度		20年度	
	件数	割合	件数	割合
貸金業、投資業等非預金信用機関(例:クレジット会社)	302	18%	1329	51%
電気業(例:電力会社)	365	21%	337	13%
情報サービス業(例:ソフトウェア会社)	157	9%	150	6%
自動車・自転車小売業	148	9%	141	5%
その他小売業(例:各種小売業)	47	3%	107	4%
各種商品小売業(例:百貨店)	145	8%	67	3%
電気機械器具製造業(例:電機メーカー)	82	5%	52	2%
銀行業(例:銀行)	40	2%	33	1%
ガス業(例:ガス会社)	36	2%	26	1%
物品賃貸業(例:リース会社)	37	2%	24	1%
機械器具卸売業(例:電機の卸売会社)	6	0%	16	1%
その他の教育、学習支援業(例:学習塾)	15	1%	5	0%
その他	342	20%	302	12%
計	1722	100%	2589	100%

個人情報流出の例（新聞報道等から）

➤ 止まない個人情報の大量流出

➤ 人為的ミス、Winnyのみならず、不正アクセスによる流出経路の複雑化

2008. 8	アウトドア用品通販会社	海外経由の不正アクセスにより、顧客情報が流出（約65万件。8万6千件はカード情報含む）。
2008. 8	生活協同組合	委託会社社員のPCのWinnyを介して組合員情報を含む個人情報が流出（約9千5百件）
2008. 9	ペット用品製造販売会社	中国経由の不正アクセスにより、クレジットカード情報を含む顧客情報が流出（約1万8千件）。 カード情報不正利用の2次被害も発生（約30件）
2008. 10	生命保険会社	社員のPCのWinnyを介して入社希望者の面接評価を含む個人情報が流出（約9千件）
2008. 11	医療機関	内部の不正持ち出しにより、患者情報が流出（約1万8千件）
2008. 11	地方公共団体	委託（孫請け）会社社員のPCのWinnyを介して、口座情報等を含む県立高校生の個人情報が流出（約11万件）
2009. 4	証券会社	元社員の不正持ち出しにより、顧客情報が流出（約4万9千件）
2009. 7	生命保険会社	業務委託会社社員の不正持ち出しにより、クレジットカード番号を含む顧客情報が流出（約1万8千件）
2009. 8	音楽事務所	中国経由の不正アクセスにより、委託会社から顧客情報が流出（約14万9千件。約3万5千件はカード情報含む）。
2009. 9	インターネット通信販売	海外経由の不正アクセスにより、クレジットカード情報等の顧客情報が流出（クレジットカード情報は約5万2千件）。

参考:個人情報漏えい対策のご紹介

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)HPでは、Winny等による個人情報の漏えいを防止するためのチェック項目を提供中(<http://www.ipa.go.jp/security/kojinjoho/index.html>)。

情報処理推進機構:情報セキュリティ:漏れたら大変! 個人情報 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス http://www.ipa.go.jp/security/kojinjoho/index.html

IPA® 独立行政法人 情報処理推進機構
INFORMATION-TECHNOLOGY PROMOTION AGENCY, JAPAN

サイト内検索 検索

● IPAIについて ● サイトマップ ● お問い合わせ ● ENGLISH

HOME 情報セキュリティ ソフトウェア・エンジニアリング IT人材育成 情報処理技術者試験 未踏 オープンソフトウェア

HOME >> 情報セキュリティ >> 漏れたら大変! 個人情報

情報セキュリティ

ENGLISH

読者層別

- 個人の方
- 経営者の方
- システム管理者の方
- 技術者・研究者の方

緊急対策情報

届出・相談

- ウイルスの届出
- 不正アクセスの届出
- 脆弱性関連情報の届出

情報セキュリティ対策

- ウイルス対策
- ポット対策
- 不正アクセス対策
- 脆弱性対策
- 対策実践情報

暗号技術

情報セキュリティ認証関連

- JISEC
- JCMVP

セミナー・イベント

資料・報告書・出版物

- ツール
- 公募

サポート情報

- 用語集
- FAQ(よくある質問)

漏れたら大変! 個人情報
～個人情報漏えいを防ぐために、チェックしましょう～

日々の忙しさに紛れて、対策があるそかになっていませんか?
何気なく作業している中で取り扱われている個人情報が、外部に漏えいして犯罪者の手に入ると大変です。その前に、予防・対策が十分かチェックしましょう!

注意! 個人情報が漏れるとこんな事が!

- 顧客の名前や住所、電話番号などの個人情報が漏れると、顧客はもちろん、漏らした本人や企業にとっても大きな損失になります。
- 漏えいした個人情報の中に、銀行口座やクレジットカード番号などの決済情報が含まれていたために、勝手に自分になりすまされて、知らない間に高価な買い物をされてしまう等の金銭的な被害に遭う危険性があります。
- クレジットカード番号や電話番号等の個人情報を闇市場で売買される例もあります。闇市場に流れた個人情報はどこで悪用されるかわかりません。
- 企業から個人情報が漏れた場合には(社員個人から漏れた場合も同じです)、企業の信用失墜、損害賠償等、大きな損失に繋がります。

個人情報漏えいに関する解説を見る

そうなる前に、もう一度 予防措置のチェックをしましょう!

経営者の方のチェックポイント ユーザの方のチェックポイント ECサイト運営者の方のチェックポイント システム管理者の方のチェックポイント

スタート 情報経済課 - Schedule ... 6 Internet Explorer ikawa-ryou - 受信ボック... O:\情報経済課内共有フォルダ... 2 Microsoft Office Word 2 Microsoft Office Pow... caps kawa 14:48

個人情報保護法制定後の見直し動向①

	法律・政府全体の動き	経済産業省等の動き
2004年10月		経済産業分野ガイドライン策定
2005年 4月	個人情報保護法全面施行	
11月	内閣府国民生活審議会個人情報保護部会での見直し検討	
2006年 2月	いわゆる「過剰反応」に関する関係省庁申合せ	「個人情報保護法に基づく個人データの安全管理措置の徹底に係る注意喚起」 ・SQLインジェクション、P2P、パソコン紛失・盗難等対策
5月		JISQ15001改正 → 個人情報保護法施行対応
7月	「個人情報保護に関する検討課題」取りまとめ	
12月		民間事業者の優良取組実践事例を公表
2007年 3月		経済産業分野ガイドライン改正①
6月	「個人情報保護に関する取りまとめ」 → 「基本方針」見直しへ	
2008年 2月		経済産業分野ガイドライン改正②
4月	「個人情報の保護に関する基本方針」一部変更	
5月	「個人情報保護法」施行令の改正	
7月	内閣府による標準ガイドライン作成	医療情報受託事業者向けガイドラインの策定
11月		パーソナル情報研究会報告書
2009年10月		経済産業分野ガイドライン改正③

個人情報保護法制定後の見直し動向②

平成19年3月30日付け経済産業分野ガイドライン改正概要

1 「過剰反応」に対する見直し

◎ 本人の同意なくして個人データを第三者に提供できる事例を追加

1 法令に基づく場合

- ① 弁護士法第23条の2(弁護士会からの照会)に基づく個人情報の提供
- ② 消費生活用製品安全法第38条3項(危害防止命令に基づく措置への協力)に基づく製品の購入者等の情報提供

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

- ① 製品事故が生じたため、又は生じていないが人の生命・身体に危害を及ぼす急迫した危険が存在するためにリコールを行う場合になされる、製品の購入者等の情報提供

2 個人情報取扱事業者の過剰な負担の適正化

◎ 個人の権利利益の侵害のおそれが少ない個人情報の取扱い事例を明示

1 安全管理措置の義務違反等とはならない事例の明示

- ① 内容物に個人情報が含まれない荷物の宛名に記載された個人データの取扱い
- ② 書店で誰もが容易に入手できる市販名簿に関する事例

2 「事故又は違反への対処」を実践するために講ずることが望まれる手法の例示

- ① 本人への連絡
省略できるものと考えられる事例を明示 (例)紛失データを第三者に見られることなく回収できた場合
- ② 主務大臣への報告
認定個人情報保護団体の対象事業者につき、自己が所属する認定個人情報保護団体への報告で代替可能とする。
- ③ 事実関係、再発防止策等の公表
省略できる者と考えられる事例を明示 (例)本人すべてに連絡が付いた場合

3 クレジットカード情報を含む個人情報の取扱いの見直し

◎ なりすまし購入等、二次被害発生の危険性にかんがみ、望ましい安全管理措置の事例を明示

- ① クレジットカード情報等の保存期限の設定、保存期限後の速やかな破棄
- ② クレジット売上傳票に記載されるクレジット番号の一部非表示化 など

個人情報保護法制定後の見直し動向③

平成20年2月29日付け経済産業分野ガイドライン改正概要

1. 委託先に必要のない個人データの提供は禁止

委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにする

2. 委託先に対する「必要かつ適切な監督」の内容を明確化

委託先に対して必要かつ適切な監督を行うための措置として、以下の3つを明記。

①委託先を適切に選定すること

委託先を適切に選定するためには、委託先において実施される個人データの安全管理措置が、委託する当該業務内容に応じて、少なくとも法第20条で求められる安全管理措置と同等であることを、合理的に確認することが望ましい。また、委託先の評価は適宜実施することが望ましい。

②委託先との間で必要な契約を締結すること

委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱い状況を合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。

③委託先における委託された個人データの取扱い状況を把握すること

委託先における委託された個人データの取扱い状況を把握するためには、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を相互に確認することが望ましい。

なお、漏えいした場合に二次被害が発生する可能性が高い個人データ(例えば、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人データ等)の取扱いを委託する場合は、より高い水準において「必要かつ適切な監督」を行うことが望ましい。

個人情報保護法制定後の見直し動向④

平成21年10月9日付け経済産業分野ガイドライン改正概要 その1

1 「個人情報の保護に関する基本方針」の一部変更への対応

◎ 消費者等の権利利益の一層の保護に関する記述を追加

- 1 保有個人データの自主的な利用停止等
- 2 委託処理の透明化
- 3 利用目的の明確化
- 4 個人情報の取得元又は取得方法の具体化

2 「個人情報の保護に関する法律施行令」の一部改正への対応

◎ 施行令第2条(個人情報取扱事業者から除外される者)の改正に伴い、記述を修正

施行令第2条(個人情報取扱事業者から除外される者)に規定する「特定の個人の数」に算入しないものとして、「不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの」が追加されたことに伴い、その具体例として、「自治体職員禄、弁護士会名簿等」を記述するなど、記述を修正

3 「個人情報の保護に関するガイドラインの共通化について」への対応

◎ 利用目的による制限等の適用除外の事例を追加

- 1 利用目的による制限の適用除外(法令に基づく場合等)
 - ① 犯罪による収益の移転防止に関する法律第9条第1項に基づく特定事業者による疑わしい取引の届出
 - ② 児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に基づく児童虐待に係る通告
 - ③ 統計法第13条による国勢調査などの基幹統計調査に対する報告 等
- 2 利用目的の通知又は公表等の適用除外(当該個人情報取扱事業者の権利等を害するおそれ)
 - ① 暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合
- 3 保有個人データの開示の適用除外(他の法令に違反することとなる場合)
 - ① 刑法第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法第4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合

個人情報保護法制定後の見直し動向④

平成21年10月9日付け経済産業分野ガイドライン改正概要 その2

4 「パーソナル情報研究会」で検討を行った各課題への対応

◎ 個人情報の利用を進めるために必要と考えられる課題に対応し、記述を修正

1 性質に応じた個人情報等の取扱い

漏えい等をした場合の主務大臣等への報告について、ファクシミリやメールの誤送信の場合には、月に一回ごとにまとめて実施することができるよう、記述を修正

2 「事業承継」に係るルールの明確化

事業承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、事業承継の相手会社から自社の調査(デューデリジェンス)を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるため必要な契約をすることにより、本人の同等がなくとも個人データを提供することができるよう、記述を修正

3 「共同利用」制度の利用普及に係る具体策

共同利用の事例として、企業ポイント等を通じた連携サービスを提供する提携企業の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合を追加するほか、共同利用の際に本人通知等をすべき情報のうち、これまで変更することができなかった情報(共同して利用される個人データの項目及び共同利用者の範囲)について、共同利用を行う事業者の名称のみの変更で当該事業者の事業内容に変更がない場合、共同利用を行う事業者について事業の承継が行われた場合や本人の同意を得た場合には、変更することができるよう、記述を修正

5 その他

◎ 不正の手段により個人情報を取得している事例を追加

- ① 法第23条に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合
- ② 不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合

※ 個人情報保護法関連資料については、
以下をご参照ください。

(消費者庁)

<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>

(経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacy.htm

保護法、ガイドラインのほか、民間事業者の優良取組実践事例、社内啓発ビデオ等を掲載しております。